



保保発0331第2号
平成23年3月31日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び
随時改定の取扱いについて」の一部改正について

健康保険及び厚生年金保険における標準報酬月額につき、保険者において算定する場合の取扱いについては、本日付けで「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日保発第4号）が改正され、「当年の四、五、六月の三か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間には二等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合」についても、保険者算定を行うことが可能とされたところである。

これに伴い、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日保発第7号）についても以下のとおり見直すこととしたので、貴組合におかれては、御了知の上、取扱いに遺憾なきよう御配慮願いたい。

記

保険者算定を行うことが可能な場合を追加したことに伴い、「1 時決定関係」の(2)中「報酬月額（等級）」の次に「、(4)に該当する場合には前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した報酬月額（等級）」を加えること。

○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時改定の取扱いについて（昭和36年1月26日保険発第7号）
 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>1 定時決定関係 (1) 標準報酬の定時決定に際し、報酬月額を保険者において算定するのは、局長通達1に掲げる場合のみとし、これ以外の場合には原則として行わないものとする。 (2) 保険者において算定する報酬月額は、五、六、七月のすべてについて、局長通達1の(2)又は(3)に該当する場合には従来の報酬月額（等級）、(4)に該当する場合には前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した報酬月額（等級）、その他の場合においては十月以降において受けるべき報酬月額によること。 (3) 局長通達1に該当する場合には、当該被保険者の報酬月額算定基礎届の備考欄に、その該当事項を附記せしめること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 定時決定関係 (1) 標準報酬の定時決定に際し、報酬月額を保険者において算定するのは、局長通達1に掲げる場合のみとし、これ以外の場合には原則として行わないものとする。 (2) 保険者において算定する報酬月額は、五、六、七月のすべてについて、局長通達1の(2)又は(3)に該当する場合には従来の報酬月額（等級）、その他の場合においては十月以降において受けるべき報酬月額によること。 (3) 局長通達1に該当する場合には、当該被保険者の報酬月額算定基礎届の備考欄に、その該当事項を附記せしめること。</p> <p>2 (略)</p>

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び
随時改定の取扱いについて」の一部改正等に伴う事務処理等について

健康保険及び厚生年金保険における標準報酬月額につき、保険者において算定する場合の取扱いについては、本日付で「「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正について」（平成23年3月31日保発0331第18号）及び「「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正について」（平成23年3月31日保保発0331第2号）を發出し、保険者算定を行うことが可能な場合を追加したところである。

これに伴い、今回追加した場合に関する事務処理方法等について示すこととしたので、遺漏の無いよう取り計らわれない。

なお、今回の見直しに関する取扱いの詳細については、追ってQ & Aを作成する予定である。

記

1. 改正の趣旨

業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって報酬月額の算定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、新たに保険者算定の対象とすること。

2. 改正の概要

当年の4月、5月及び6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額（報酬の支払の基礎日数となった日数が17日未満である月があるときは、その月は除く）から算出した標準報酬月額の間に2等級以上の差を生じた場合であって、この差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合について、保険者算定の対象とすること。

3. 保険者算定の申立手続について

- (1) 今回新たに追加した事由に基づく保険者算定を申し立てるに当たっては、事業主は日本年金機構（事業所が健康保険組合の設立事業所である場合には当該健康保険組合。以下「保険者等」という。）に対して、その被保険者が保険者算定の要件に該当すると考えられる理由を記載した申立書を提出すること。
- (2) (1)の申立書には、保険者算定を申し立てることに関する被保険者の同意書を添付させること。
- (3) (1)の申立を行うに当たっては、保険者算定の要件に該当するものであることを保険者等が確認できるよう、事業主は前年7月から当年6月の被保険者の報酬額等を記載した書類を提出すること。
- (4) (1)の申立を行う事業主は、その被保険者の報酬月額算定基礎届の備考欄に、その旨を附記して提出すること。

4. 保険者等における留意点について

今回新たに追加した事由に基づく保険者算定についての事業主からの申立があった場合には、保険者等は、その申立が要件に該当するものであること、特にその被保険者の報酬月額の変動が、業務の性質上例年見込まれるものであるかどうかを確認すること。

5. 施行期日

この取扱いについては、平成23年4月1日から適用すること。